芦屋市及び芦屋市教育委員会と学校法人芦屋学園・芦屋大学との包括的連携に 関する協定書

芦屋市及び芦屋市教育委員会(以下「甲」という。)と学校法人芦屋学園・芦屋大学(以下「乙」という。)は、地域社会の発展に資することを目的とし、スポーツ、文化、芸術、地域人材の育成、教育の分野等で連携し、協力するため次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、スポーツ、文化、芸術、地域人材の育成、教育の分野等で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

(連携事項)

- 第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携し、協力する。
  - (1) スポーツ、文化、芸術の振興に関すること。
  - (2) 地域人材の育成に関すること。
  - (3) 生涯学習に関すること。
  - (4) 施設の利用に関すること。
  - (5) 防災・災害対応に関すること。
  - (6) その他甲及び乙が必要と認める事項

(連携協議会)

- 第3条 前条の連携事項を円滑に推進するため、連携協議会を設置する。
- 2 連携協議会に関し、必要な事項は別に定める。

(守秘義務)

(有効期間)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方に承諾を得た場合は、この限りでない。

第5条 本協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも解除

の申出がない限り、同一の内容をもって継続するものとする。 (補則)

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲乙双方が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通 を保有する。

平成28年 8月 4日

甲 芦屋市精道町7番6号 芦屋市 芦屋市長 (**自署**)

> 芦屋市精道町7番6号 芦屋市教育委員会 芦屋市教育長 (**自署**)

乙 芦屋市六麓荘町13番22号学校法人 芦屋学園理事長 (自署)

 芦屋市 六 麓 荘 町 13番 22号

 学校法人 芦屋学園

 芦屋大学長 (自署)